

施設カルテ

令和 5 年度

番 号	(4)-12	名 称	縄文の森イベントホール	分 類	スポーツ・レクリエーション施設
-----	--------	-----	-------------	-----	-----------------

【施設概要】

所在地	山崎2540番地					
所 管 課	商工観光課					
設置根拠法令	おいらせ町縄文の森イベント広場条例					
管理運営形態	直営	指定管理者名	—			
土 地	所有形態	町	敷地面積	5,211 m ²		
	所有形態	町	延床面積	668 m ²		
	築年月	H 12 年 3 月	2000 年			
	法定耐用年数	47 年	経過年数	23 年		
建 物	構造	鉄骨鉄筋コンクリート造				
	地上	1 階	避難所指定	指定なし	アスベスト対応	非対応(建材)
	地下	— 階	PCB対応	無し	バリアフリー対応	対応済み
	収容人員	222 人	貸出可能単位数	— 単位		

【利用状況】

区 分	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
年間利用人数(人)	4,130	4,866	2,979	3,871	5,987
年間開館日数(日)	244	244	244	244	244
利用単位数(単位)					
開館日あたり平均利用人数(人/日)	17	20	12	16	25
稼働率(%)					

【経費状況】

(単位:千円)

区 分	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	
収 入	施設使用料・手数料	15	21	8	55	53
	コピー機・公衆電話・自動販売機	0	0	0	0	0
	その他	0	0	0	0	0
	合計	15	21	8	55	53
支 出	光熱水費	22	58	23	22	29
	修繕費	0	6	94	168	275
	委託料	0	0	51	52	53
	指定管理料	0	0	0	0	0
	工事費	0	0	0	0	0
	その他	0	0	223	13	94
	合計	22	64	391	255	451
収 支	△ 7	△ 43	△ 383	△ 200	△ 398	

【コスト状況】

区 分	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
利用者あたり(円/人)	2	9	129	52	66
床面積あたり(円/m ²)	10	64	573	299	596
開館日あたり(円/日)	29	176	1,570	820	1,631
人口あたり(円/人)	0	2	15	8	16

【施設の状態】

屋根屋上	外壁	建具	内装	給排水衛生	ガス	空調換気	照明	スイッチコンセント	分電盤受変電盤	外構
A	A	A	A	A	—	A	A	A	A	A

劣化状況の概要

概ね良好で、経過観察で良い状態。

【評価基準】

評価	基準
A	・概ね良好な状態。
B	・劣化が始まり不具合があるものの、安全上、機能上、問題がなく経過観察でよい状態。 ・清掃、パッキンの取替え、タッチアップなど軽微な対応でよい状態。
C	・劣化が進行し、安全上、機能上、問題のある不具合がある状態。 ・故障した部品交換、塗装の塗替えなど機能低下の速度を遅くする修繕が必要な状態。 ・劣化状況や範囲が保全点検では判断できず、詳細点検が必要な状態。
D	・安全上、機能上、問題があり早急に対応する必要がある状態。 ・施設の耐久性に影響を与えている状態。 ・修繕、部品交換で対応が不可能な状態。 ・法令点検で不適合の状態。



【建物内部】

評価	基準
A	20年未満
B	20年～40年
C	40年以上
D	経過年数に係わらず著しい劣化事象がある場合



【施設管理の基本的な方針】

役割機能重要性	<p>おいらせ町における文化の創出及び新たな憩いの場を整備するとともに、下田公園周辺を町の観光拠点に資するため設置された施設である。 グランドゴルフ協会や老人クラブの利用が多く高齢者の健康増進、各種イベントにより文化の創出や下田公園周辺の観光拠点としての役割を担っている。</p>	
管理方針	長寿命化	<p>現在の機能を有したまま維持管理し、使用目標年数まで使用する。 施設の役割や機能が損なわれないように計画的な修繕を実施し、長寿命化を図る。</p>
方針の考え方	<p>平成12年度に建設した当該施設は、これまでの維持管理及び修繕によって、施設の運営に支障をきたすような著しい劣化や破損等は見受けられず、概ね良好な状態を保っている。</p> <p>町長公約である「スポーツ施設環境の整備と誰もが楽しむスポーツの推進」において、下田公園内の現有スポーツ施設（イベントホール含む）の有効活用と統廃合について、社会教育体育課と協議した結果、地域スポーツパワーアップ事業（社体課）でスポーツ器具の貸し出しにより利用促進を図ることとなったため、管理方針を見直しから長寿命化へ変更した。</p>	
法定耐用年数	47年（令和29年度まで）	目標使用年数 65年（令和47年度まで）
計画期間	49年（平成29年度から令和47年度まで）	
期間設定の考え方	<p>適正な維持管理及び劣化対策を実施した場合、法定耐用年数から18年程度は長寿命化が可能と考えられる。 ※（社）日本建築学会「建築物の耐久計画に関する考え方」を参酌した。</p>	

※経費状況における注意事項

- 管理運営形態が直営の施設については、町担当職員人件費の配賦が困難であるため、人件費は未計上となっています。
- 管理運営形態が指定管理の施設については、指定管理者の人件費が含まれています。